

## 杉並区男女共同参画に関する意識と生活実態調査

平素より、区政にご理解、ご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、杉並区では、「わたしらしく あなたらしく だれもが共に認め支えあい いきいきと輝けるまち すぎなみ」を目指し、「杉並区男女共同参画行動計画※」に基づいて様々な取組を進めています。そうした中で、令和3年度をもって取組の計画期間が満了を迎えることに伴い、令和4年度を始期とする計画の改定に向け、今後の取組を検討するうえでの貴重な基礎資料とするため、本調査を実施することとしました。

調査対象としましては、従業員数5人以上の区内2,000事業所を無作為に抽出させていただいております。お忙しい中とは存じますが、何卒ご協力くださいますようお願い申し上げます。

なお、調査結果は、全て統計的に処理するとともに、ご回答いただいた内容は調査目的以外には使用いたしません。

(※)区の計画は、区ホームページ(「くらしのガイド」→「区の運営に関する情報」→「人権・男女共同参画」)でご覧いただけます。

### <回答にあたってのお願い>

- (1) ご回答は、**人事労務管理**ご担当の方にお願いします。
- (2) この調査は事業所を単位として行っています。  
各設問については、貴事業所についてお答えください。
- (3) 原則として、該当する回答の番号に1つだけ○をつけてください。ただし、別に指示がある場合は、その指示に従ってご回答ください。
- (4) 「その他」に○をつけた場合は、カッコ内に具体的な内容をご回答ください。
- (5) 令和3年6月1日現在(調査基準日)でご回答ください。
- (6) 回答方法は**調査票(紙)**または**WEB(インターネット)**の2種類からお選びいただけます。
- (7) **調査票(紙)**で回答される場合は、同封の封筒(切手不要)にて下記の締め切り日までにご返送ください。**WEB(インターネット)**で回答される場合は、下のQRコードからアクセスしていただき、IDをご入力の上、下記の締め切り日までにご回答ください。
- (8) 回答締め切り日は**令和3年6月30日(水)**です。

### WEB回答のID・パスワード

#### 【お問い合わせ先】

**杉並区区民生活部管理課男女共同参画担当**

住所 〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1

電話 03-3312-2111 内線3756

FAX 03-5307-0681

受付時間 8時30分～17時(土日祝日除く)

ID:

パスワード: 1781

WEBで回答される ➡

方はこちらから

【URL】

<https://forms.gle/vSTfS387CJUFpD6f>



## ◆貴事業所の概要について

貴事業所の概要について、ご記入あるいは該当する番号に○をつけてください。

業種	1. 建設業	8. 学術研究、専門・技術サービス業	
	2. 製造業	9. 宿泊業、飲食サービス業	
	3. 情報通信業	10. 生活関連サービス業、娯楽業	
	4. 運輸業、郵便業	11. 教育、学習支援業	
	5. 卸売業、小売業	12. 医療、福祉	
	6. 金融業、保険業	13. サービス業（他に分類されないもの）	
	7. 不動産業、物品賃貸業	14. その他（ ）	
貴事業所の従業員数	正規従業員	女性 人	男性 人
	非正規従業員 ※	女性 人	男性 人
貴事業所の性格	1. 単独事業所	2. 本社・本店	3. 支社・営業所等

※ 「非正規従業員」とは、パートタイマー、アルバイト、派遣、嘱託、契約社員等を指します。

## ◆女性の活躍状況等について

問1 貴事業所の現在の係長相当職以上の管理職及び女性管理職は何人いますか。（該当者がいない場合は「0」を記入）

※一般に管理職は、「課長相当職」以上ですが、本設問では、事業執行の指揮命令者の「係長相当職」も管理職に含めています。

登用状況 管理職	管理職数	うち女性
役員	人	人
部長相当職	人	人
課長相当職	人	人
係長相当職	人	人

※管理職には、企業の組織系列の各部署において、配下の係員等を指揮・監督する役職の他、専任職、スタッフ管理職等と呼ばれている役職を含みます。  
 ※部長・課長等の役職を採用していない場合や次長等役職欄にない職については、貴事業所の実態により、どの役職に該当するか適宜判断してください。

問1-1 (問1で女性管理職が少ない(1割未満)あるいは全くいない役職区分が1つでもある事業所のみ) 女性管理職が少ない、またはいないのはなぜだと思います。(あてはまるものすべてに○)

1. 必要な知識や経験、判断力等を有する女性がいないから
2. 女性が管理職になることを希望しないから
3. 将来管理職になる可能性のある女性はいるが、そのための在籍年数を満たしていないから
4. 勤続年数が短く、管理職になるまでに退職してしまうから
5. 男性従業員が女性管理職を希望しないから
6. 顧客が女性管理職を嫌がるから
7. 女性従業員が少ない、またはいないから
8. その他 ( )

問2 貴事業所は女性が活躍するための取組が進んでいると思いますか。（○は1つ）

- |              |              |
|--------------|--------------|
| 1. 進んでいる     | 3. あまり進んでいない |
| 2. ある程度進んでいる | 4. 進んでいない    |

問2-1 (問2で「1. 進んでいる」「2. ある程度進んでいる」と回答の事業所のみ)

女性が活躍するため、どのような項目に取り組んでいますか。（あてはまるものすべてに○）

- |  |
|--|
| 1. 男女均等な待遇を確保する                                  |
| 2. 短時間勤務、育児・介護休業を取得しやすい制度の整備などをし、女性従業員の勤続年数を伸長する |
| 3. 女性が働きやすいように、職場の雰囲気・風土を改善する                    |
| 4. 従業員の男女比が均一になるように女性従業員の採用を拡大する                 |
| 5. 女性従業員の育成や女性管理職の増加に取り組む                        |
| 6. 女性の就業形態として多いパートや契約社員の待遇を改善する                  |
| 7. その他 ( )                                       |

問2-2 (問2で「1. 進んでいる」「2. ある程度進んでいる」と回答の事業所のみ)

貴事業所が取組を実施し、どのような効果がみられましたか。

（あてはまるものすべてに○）

- |                           |
|---------------------------|
| 1. 男性が女性を対等な存在として見るようになった |
| 2. 女性従業員の仕事に対する意欲が向上した    |
| 3. 取引先や顧客からの評判が良くなった      |
| 4. 優秀な人材を採用できるようになった      |
| 5. 組織が活性化された              |
| 6. 生産性向上や競争力強化につながった      |
| 7. 特に目立った効果はなかった          |
| 8. その他 ( )                |

問2-3 (問2で「3. あまり進んでいない」「4. 進んでいない」と回答の事業所のみ) 貴事業所の女性の活躍が進んでいないのはなぜだと思いますか。

（あてはまるものすべてに○）

- |                                       |
|---------------------------------------|
| 1. 女性の勤続年数が平均的に短いから                   |
| 2. 女性は家事・育児等の家庭生活のために配置や時間外労働に制約があるから |
| 3. 女性自身が昇進を望まない、または仕事に対して消極的であるから     |
| 4. 男性従業員の意識・理解が不十分であるから               |
| 5. トップの意識・理解が不十分であるから                 |
| 6. 女性が十分に活躍しているわけではないが、現状のままでも問題がないから |
| 7. 女性従業員が少ない、またはいないから                 |
| 8. その他 ( )                            |

## ◆育児・介護支援制度について

### ●育児・介護休業法施行規則等の改正について

育児や介護を行う労働者が子の看護休暇や介護休暇を柔軟に取得することができるよう育児・介護休業法施行規則等が改正され、令和3年1月1日から、子の看護休暇や介護休暇を時間単位で取得することができるようになりました。

問3 貴事業所では、子どもが何歳になるまで育児休業を取得できますか。（○は1つ）

- |                             |               |
|-----------------------------|---------------|
| 1. 1歳未満                     | 6. 無条件に2歳     |
| 2. 1歳                       | 7. 2歳から3歳未満   |
| 3. 原則1歳であるが、一定の場合は<br>1歳6か月 | 8. 3歳以上       |
| 4. 無条件に1歳6か月                | 9. 定めていない     |
| 5. 原則1歳であるが、一定の場合は2歳        | 10. その他（<br>） |

問4 貴事業所では、令和2年4月1日から令和3年3月31日の間に出産した従業員（男性の場合は配偶者が出産した者）はいましたか。（○は1つ）

- |       |          |
|-------|----------|
| 1. いた | 2. いなかった |
|-------|----------|

問4-1 （問4で「1. いた」と回答の事業所のみ） そのうち令和3年6月1日までに育児休業を開始した人（育児休業開始予定の申し出をしている者を含む）はいましたか。（○は1つ）

- |       |          |
|-------|----------|
| 1. いた | 2. いなかった |
|-------|----------|

問4-2 （問4及び問4-1で「1. いた」と回答の事業所のみ） 女性、男性それぞれ何人いましたか。（該当者がいない場合は「0」を記入）

出産者数 (令和2年4月1日～令和3年3月31日)	女性 人	男性 人
うち令和3年6月1日までの間に育児休業を開始した人数（開始予定の申し出を含む）	うち 人	うち 人
うち係長相当職以上	うち 人	うち 人

問4-3 （問4-1で「1. いた」と回答の事業所のみ） 育児休業取得者がいた場合、その者の業務に関して、貴事業所ではどのように対応しましたか。（○は1つ。取得者によって対応が異なる場合は、一番多い対応方法に○）

- |                                 |
|---------------------------------|
| 1. 新たに正社員を雇用した                  |
| 2. 派遣労働者やアルバイト等を、代替要員として雇用した    |
| 3. 事業所内の他の部門または他の事業所から、人員を異動させた |
| 4. 代替要員の補充を行わず、同じ部門の他の社員で対応した   |
| 5. その他（<br>）                    |

令和3年度 男女共同参画に関する意識と生活実態調査 質問（事業所調査）

問5 貴事業所では、最長でどの程度の期間、介護休業を取得することができますか。

(○は1つ)

1. 31日未満	4. 93日を越え6か月未満	7. 1年を超える期間
2. 31日以上93日未満	5. 6か月以上1年未満	8. 規程なし
3. 93日	6. 1年	9. その他( )

問5-1 (問5で「8. 規程なし」以外を回答の事業所のみ) 貴事業所では、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に、介護休業を取得した従業員はいましたか。 (○は1つ)

- |       |          |
|-------|----------|
| 1. いた | 2. いなかった |
|-------|----------|

問6 子どもが病気・ケガをしたときに休める看護休暇制度はありますか。

(①～②それぞれ該当するものに○)

①看護休暇制度	1. あり	2. なし
②給与の支給の有無	1. 有給	2. 無給

問7 貴事業所では、下記の制度はありますか。(①～⑫それぞれに○は1つ)

項目	制度あり	制度なし
①短時間勤務制度	1	2
②フレックスタイム制度	1	2
③始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ	1	2
④所定外労働の免除	1	2
⑤事業所内託児施設	1	2
⑥育児・介護に要する経費の援助措置	1	2
⑦配偶者出産支援休暇	1	2
⑧在宅勤務制度	1	2
⑨時間単位の有給休暇	1	2
⑩就業形態の移行(正社員↔パート等)	1	2
⑪再雇用制度(育児・介護により退職した社員を優先的に採用)	1	2
⑫勤務地限定・選択制度	1	2

問8 貴事業所において、働きながら育児・介護を行う従業員に対して、法定以外で特徴ある取組をしている場合、具体的に内容を記載してください。

--

問9 貴事業所において、従業員に対する仕事と育児・介護の両立支援制度について、今後どのようにしていくお考えですか。(○は1つ)

1. 両立支援制度の充実を図る	4. 現状のままでよい
2. 既存制度の利用者の増加を図る	5. 問題があるので見直したい
3. 両立支援制度の充実と利用者の増加を図る	6. その他( )

●次世代育成支援対策推進法の改正について

次代の社会を担う子どもたちが健やかに生まれ、育成される環境を整備することを目的とした「次世代育成支援対策推進法」が改正され、法律の有効期限が令和7年まで延長されました。

従業員数101人以上の事業主は、従業員の仕事と子育てに関する「一般事業主行動計画」の策定・届出が必要です。（従業員100人以下の企業は努力義務）

●女性活躍推進法の改正について

女性が職業生活において十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備することを目的とした「女性活躍推進法」が平成28年4月に施行され、従業員301人以上の事業主は、女性の活躍推進に向けた「一般事業主行動計画」の策定・届出が義務化されました。従業員300人以下の企業は努力義務でしたが、令和元年の改正により、「一般事業主行動計画」の策定・届出義務の対象が、従業員101人以上の事業主に拡大されました（令和4年4月1日施行）。

問10 「次世代育成支援対策推進法」及び「女性活躍推進法」に規定される「一般事業主行動計画」の策定・届出について、ご存じでしたか。（○は1つ）

- |                         |                    |
|-------------------------|--------------------|
| 1. 両方とも知っていた            | 3. 「女性活躍推進法」は知っていた |
| 2. 「次世代育成支援対策推進法」は知っていた | 4. 両方とも知らなかった      |

問11 貴事業所では、「次世代育成支援対策推進法」及び「女性活躍推進法」に規定される「一般事業主行動計画」は策定されていますか。（○は1つ）

- |                        |                   |
|------------------------|-------------------|
| 1. 両方ともに策定済み           | 3. 「女性活躍推進法」は策定済み |
| 2. 「次世代育成支援対策推進法」は策定済み | 4. 両方ともに未策定       |

問11-1 (問11で「1.両方ともに策定済み」「2.「次世代育成支援対策推進法」は策定済み」「3.「女性活躍推進法」は策定済み」と回答の事業所のみ)

貴事業所における行動計画の達成状況はいかがですか。（○は1つ）

- |                |                |
|----------------|----------------|
| 1. 達成できている     | 3. あまり達成できていない |
| 2. ある程度達成できている | 4. 達成できていない    |

問11-2 (問11-1で「1.達成できている」「2.ある程度達成できている」と回答の事業所のみ) 貴事業所において、策定した行動計画に基づく取組を進めたことで、どのような効果がみられましたか。（あてはまるものすべてに○）

- |                        |
|------------------------|
| 1. 従業員の意欲や満足度の向上につながった |
| 2. 優秀な人材の採用につながった      |
| 3. 従業員の就業継続率が向上した      |
| 4. 企業のイメージアップにつながった    |
| 5. 生産性向上や競争力強化につながった   |
| 6. 特にメリットはなかった         |
| 7. その他（<br>）           |

問11-3 (問11-1で「3.あまり達成できていない」「4.達成できていない」と回答の事業所のみ) 貴事業所において、「一般事業主行動計画」を達成するうえで課題となっていることは何ですか。（あてはまるものすべてに○）

1. 管理職を希望する女性従業員が少ない
2. 採用に際し、女性の応募者が少ない
3. 顧客や従業員の意識改革が進まない
4. 費用面での負担が大きい
5. 効果的な人事制度が定まっていない
6. 両立支援制度を利用する従業員が多くない
7. 人手不足のため、休暇の取得や超過勤務の削減が困難
8. 業務量が多いため、計画した取組の優先度が低くなっている
9. その他 ( )

問11-4 (問11で「4.両方ともに未策定」と回答の事業所のみ)

貴事業所が「一般事業主行動計画」を策定しないのはなぜですか。（あてはまるものすべてに○）

1. 法的に義務付けられていないため
2. 費用面での負担が大きいため
3. 策定するノウハウが不足しているため
4. 女性従業員が少ないとため
5. 策定する必要性を感じないため
6. 既に女性が活躍しやすい、または子育てしやすい環境にあるため
7. その他 ( )

## ◆ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）について

### ●ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）とは

「仕事と生活の調和」と訳され、男性も女性も、あらゆる世代の人が人生の段階に応じて、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自らが希望するバランスで展開できる状態をいいます。

問12 貴事業所では、ワーク・ライフ・バランスについて、今までどの程度認識していましたか。（○は1つ）

- |              |                        |
|--------------|------------------------|
| 1. よく知っていた   | 3. 言葉は聞いたことはあるが、内容はあまり |
| 2. ある程度知っていた | 知らなかった                 |
|              | 4. まったく知らなかった          |

問13 貴事業所のワーク・ライフ・バランスに対する（1）現状、（2）今後の必要性、についてどのように認識していますか。（それぞれ○は1つ）

(1) 現状	1. 既に十分に取り組んでいる 2. 取り組んでいるが不十分	3. あまり取り組んでいない 4. まったく取り組んでいない
(2) 今後の必要性	1. 積極的に取り組むべき 2. ある程度取り組むべき	3. 現状のままで問題はない

問13-1 （問13（1）で「1. 既に十分に取り組んでいる」「2. 取り組んでいるが不十分」と回答の事業所のみ） 貴事業所のワーク・ライフ・バランスの取組としてどのようなものがありますか。（あてはまるものすべてに○）

- |  |  |
|--|--|
| 1. フレックスタイム制<br>2. ノー残業デーの設定<br>3. 短時間勤務制度<br>4. 在宅勤務制度<br>5. 育児・介護に関する経済的支援 | 6. 有給休暇を半日単位で取得できる<br>7. 深夜労働をさせない<br>8. 育児や介護を理由とした転勤の免除<br>9. その他（ ） |
|--|--|

問13-2 （問13（1）で「1. 既に十分に取り組んでいる」「2. 取り組んでいるが不十分」と回答の事業所のみ） 貴事業所がワーク・ライフ・バランスに取り組んで、どのような効果がみられますか。（あてはまるものすべてに○）

- |  |   |
|--|---|
| 1. 人材の確保<br>2. 人材の定着（離職者数の減少）<br>3. 業務量への変化の対応<br>4. 業務の効率化<br>5. 賃金の削減<br>6. 賃金以外の労務コストの削減<br>7. 従業員の仕事と生活の両立推進 | 8. 多様な人材の活用<br>9. 従業員のモチベーションの向上<br>10. 従業員の時間管理能力の向上<br>11. 企業への帰属意識の向上<br>12. 企業イメージの向上<br>13. その他（ ） |
|--|---|

問13-3 (問13(1)で「3. あまり取り組んでいない」「4. まったく取り組んでいない」と回答の事業所のみ) 貴事業所において、ワーク・ライフ・バランスの取組が(あまり)進んでいない理由は何ですか。(あてはまるものすべてに○)

1. 経営者の理解が進んでいないから
2. 管理職の理解が進んでいないから
3. 風土の醸成が困難だから
4. 売上減少等、経営への影響が懸念されるから
5. 取組のための費用負担が困難だから
6. 代替要員の確保が困難だから
7. 勤務時間や勤務地の多様化による雇用管理の複雑化に対応できないから
8. 取組のノウハウが不足しているから
9. 特に問題はないから
10. その他 ( )

## ◆職場のハラスメントについて

### ●ハラスメントとは

ハラスメントとは「嫌がらせ、いじめ」を意味し、相手を不快にさせる、尊厳を傷つける、不利益を与えるといった発言や言動が問題となっています。ハラスメントの種類は多様にあり、「セクシュアル・ハラスメント」、「パワー・ハラスメント」、「マタニティ・ハラスメント」、「SOGI（ソジ）・ハラスメント」などがあります。

こうしたハラスメントに対しては、職場での相談窓口の設置や研修を行うなど、組織として取り組んでいくことが大切です。

### ●セクシュアル・ハラスメントとは

性的な言動により当該言動を受けた個人の生活の環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいいます。

### ●パワー・ハラスメントとは

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為をいいます。

### ●マタニティ・ハラスメントとは

妊娠・出産、育児休業等を理由として解雇、不利益な異動、減給、降格など不利益な取扱いを行うことをいいます。

### ●SOGI（ソジ）・ハラスメントとは

好きになる人の性別（性的指向：Sexual Orientation）や自分がどの性別かという認識（性自認：Gender Identity）に関連して、①差別的な言動や嘲笑、いじめや暴力などの精神的・肉体的な嫌がらせを受けること。②望まない性別での学校生活・職場での強制異動、採用拒否や解雇など、差別を受けて社会生活上の不利益を被ること。これらの悲惨なハラスメント・出来事全般をいいます。

問14 貴事業所では、以下の各ハラスメントに対する現状について、どのように認識していますか。（それぞれ○は1つ）

	取り組んでいる	既に十分に	取り組んでいるが	あまり	まったく
記入例 ①セクシュアル・ハラスメント	1	2	3	4	
①セクシュアル・ハラスメント	1	2	3	4	
②パワー・ハラスメント	1	2	3	4	
③マタニティ・ハラスメント	1	2	3	4	
④SOGI（ソジ）・ハラスメント	1	2	3	4	

問14-1 (問14で1つでも「1. 既に十分に取り組んでいる」「2. 取り組んでいるが不十分」と回答の事業所のみ) 職場でのハラスメント全般への対応として、貴事業所ではどのような取組を行っていますか。(あてはまるものすべてに○)

1. 就業規則等にハラスメント禁止を明記している
2. ポスター、リーフレット、手引き等防止のための啓発資料を配布または掲示している
3. ハラスメントに関する研修・講習等を実施している  
(外部機関の研修等に、従業員を参加させる場合も含む)
4. 事業所内外に相談窓口・担当者、苦情処理機関等を設置している
5. 実態把握のためのアンケートや調査を実施している
6. 普段から口頭で注意喚起をしている
7. その他 ( )

問15 職場における男女平等に関して、日頃感じていることや区に対する要望などご自由にご記入ください。

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

ご協力ありがとうございました。  
返信用封筒に入れて6月30日(水)までに返送してください。